

産地偽装の罰則強化

JAS法が改正されました

消費者の立場に立った食品表示にご理解を！

食品表示については、JAS法、食品衛生法等の法令により、様々な決まりがありますが、ここ数年、賞味期限の改ざん、産地偽装など消費者の食に対する信頼を揺るがす事件が後を絶ちません。平成21年4月30日、産地偽装等を防ぐため、JAS法が次のとおり改正されました。消費者の信頼を回復し、誰もが安心して安全な食品を食べられるよう皆様のご理解・ご協力をお願いします。

JAS法の改正の内容

- 品質表示義務が明文化されました。(法第19条の13の2)
- 品質表示基準に違反した場合の業者名等の公表が法律に明記されました。(法第19条の14の2)
- 産地偽装に対しては、即、罰則が適用されるようになりました。(法第23条の2)

罰則：個人(原産地偽装) → 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円の罰金

これまでは、国や県の指導・指示・命令に従わない場合に罰則が適用されていました。

(参考) 産地偽装以外の品質表示基準違反の場合：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は1億円の罰金

【食品表示の方法】

| | | |
|---|--|---|
| 生 鮮 食 品 | ◎名称 ◎原産地 |  |
| | ◎計量法の特定商品(食肉等の包装された物)の場合：内容量、販売業者名及び住所 |  |
| 加 工 食 品 | ◎名称 ◎内容量：基本的には、重量(g)、容積(ml)で表示 |  |
| | ◎原材料名：重量の多い順で表示 | |
| | ・原料原産地名：生鮮食品に近い加工食品と漬物、野菜冷凍食品、かつお削り節、うなぎ加工品は、原料原産地の表示が必要 | |
| | ・特定原材料：食物アレルギー防止の観点から食品衛生法では、「卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに」の7種の原材料の表示義務あり(えび・かには、H22年6月3日まで経過措置期間中) | |
| | ・食品添加物：食品衛生法により原則すべて表示 ※甘味料、保存料等の8種類の用途の場合は、「甘味料(サッカリンNa)」等のように用途名と物質名を併記。 | |
| ・遺伝子組換え：大豆等7種の農作物及びその加工食品が表示対象 | | |
| ◎期限表示：科学的な根拠を基に期限を表示 | ※品質が急速に劣化しやすい食品については、消費期限、それ以外は賞味期限と書いてください。 |  |
| ◎保存方法：期限設定の根拠とした保存方法を具体的に表示 | | |
| ※「10℃以下保存」、「直射日光に当たらない室内で保存」等と記載してください。 | | |
| ◎製造者：製造者氏名(法人にあっては法人名)及び製造所所在地を正確に表示 | | |

問い合わせ先 熊本県環境生活部食の安全・消費生活課 ☎096-333-2290

阿蘇市役所では、消費生活相談室を毎日(平日)開設しています。第1、第3水曜日は内牧支所で10時から15時まで開設しています。

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

多重債務問題は必ず解決できます！

困ったなと思ったら、
まず相談！

お電話ください！



阿蘇市消費生活相談室 TEL22-3364